

# 防衛施設の強靱化の進捗状況

---

# 令和7年度概算要求のポイント

## 【令和7年度概算要求】

### 施設の強靱化 約8,571億円（前年比：約1.4倍 約6,313億円）

#### ○ 既存施設の更新（約3,255億円）

老朽化対策及び耐震対策を含む防護性能の付与等のため、建物の構造強化、施設の再配置・集約化等を推進。

#### ○ 主要司令部等の地下化等（約932億円）

主要司令部等の地下化、戦闘機用の分散パッド、電磁パルス攻撃対策等。

#### ○ 自然災害対策（約103億円）

大規模自然災害発生時における機能維持・強化のための浸水・法面崩落対策等を推進。

#### ○ 火薬庫の整備（約358億円）

各種弾薬の取得に連動して必要となる火薬庫等を整備。

#### ○ 部隊新編及び新規装備品導入などに伴う施設整備等（約3,923億円）（事業例の一部）

- ・ 陸上自衛隊における高等工科学校共同化・共学化に伴う施設整備（310億円）
- ・ 海上自衛隊における佐世保(崎辺東地区(仮称))に係る施設整備（360億円）
- ・ 航空自衛隊における北大東島への移動式警戒管制レーダー等の受入施設整備(65億円)
- ・ 呉地区における多機能的な複合防衛拠点の整備（5億円）

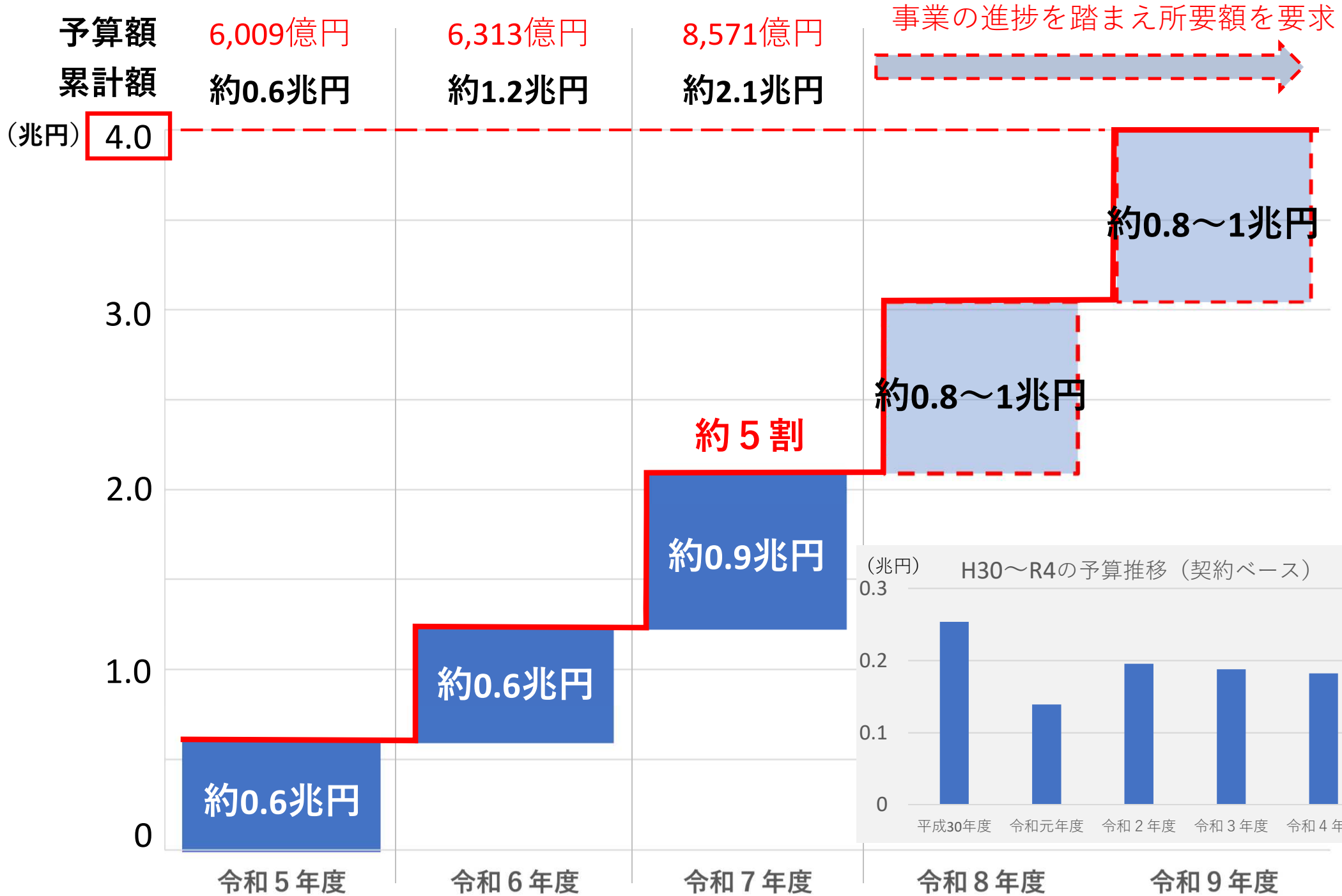
# 令和7年度概算要求（都道府県別）

都道府県	R 7 概算要求額
<b>北海道防衛局管内（帯広支局管内含む）</b>	
北海道	約 6 5 9 億円
<b>東北防衛局管内</b>	
青森県	約 4 2 8 億円
岩手県	約 2 0 億円
秋田県	約 1 6 億円
宮城県	約 1 9 0 億円
山形県	約 2 0 億円
福島県	約 1 7 億円
<b>北関東防衛局管内</b>	
茨城県	約 1 3 2 億円
群馬県	約 2 0 億円
新潟県	約 3 2 億円
長野県	約 4 億円
栃木県	約 3 0 億円
埼玉県	約 2 0 3 億円
千葉県	約 1 3 5 億円
東京都	約 6 2 4 億円
<b>南関東防衛局管内</b>	
山梨県	約 3 億円
神奈川県	約 1, 0 6 0 億円
静岡県	約 1 5 8 億円

都道府県	R 7 概算要求額
<b>近畿中部防衛局管内</b>	
愛知県	約 3 7 億円
岐阜県	約 6 6 億円
三重県	約 3 0 億円
石川県	約 7 4 億円
富山県	約 2 億円
京都府	約 4 5 1 億円
滋賀県	約 1 0 億円
大阪府	約 7 億円
奈良県	約 2 億円
兵庫県	約 1 3 2 億円
和歌山県	約 4 億円
<b>中国四国防衛局管内</b>	
愛媛県	約 4 億円
岡山県	約 4 億円
広島県	約 1 9 7 億円
香川県	約 1 6 億円
高知県	約 5 億円
山口県	約 1 6 6 億円
鳥取県	約 4 7 億円
島根県	約 1 3 億円
徳島県	約 1 2 億円

都道府県	R 7 概算要求額
<b>九州防衛局管内</b>	
福岡県	約 4 2 1 億円
佐賀県	約 2 3 7 億円
長崎県	約 5 0 1 億円
大分県	約 2 4 1 億円
<b>熊本防衛支局管内</b>	
熊本県	約 4 4 4 億円
宮崎県	約 2 1 6 億円
鹿児島県	約 2 6 5 億円
<b>沖縄防衛局管内</b>	
沖縄県	約 1, 1 0 8 億円

# 予算ベースの進捗状況



# 主な地区のマスタープラン作成状況について

優先①	優先②	優先③	
<ul style="list-style-type: none"><li>札幌駐屯地</li><li>千歳基地</li><li>仙台駐屯地</li><li>八戸航空基地</li><li>三沢基地</li><li>松島基地</li><li>朝霞駐屯地</li><li>下総航空基地</li><li>入間基地</li><li>百里基地</li><li>浜松基地</li><li>伊丹駐屯地</li><li>海自舞鶴地区</li><li>小松基地</li><li>美保基地</li><li>築城基地</li><li>健軍駐屯地</li><li>鹿屋基地</li><li>新田原基地</li><li>那覇基地</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>東千歳駐屯地</li><li>旭川駐屯地</li><li>真駒内駐屯地</li><li>帯広駐屯地</li><li>神町駐屯地</li><li>海自大湊地区</li><li>相馬原駐屯地</li><li>館山航空基地</li><li>硫黄島航空基地</li><li>海自横須賀地区</li><li>厚木航空基地</li><li>岐阜基地</li><li>小牧基地</li><li>海田市駐屯地</li><li>善通寺駐屯地</li><li>海自呉地区</li><li>空自防府地区</li><li>福岡駐屯地</li><li>春日基地</li><li>海自佐世保地区</li><li>北熊本駐屯地</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>島松駐屯地</li><li>丘珠駐屯地</li><li>北恵庭駐屯地</li><li>北千歳駐屯地</li><li>上富良野駐屯地</li><li>名寄駐屯地</li><li>八戸駐屯地</li><li>霞ヶ浦駐屯地</li><li>土浦駐屯地</li><li>松戸駐屯地</li><li>下志津駐屯地</li><li>木更津駐屯地</li><li>木更津航空補給処</li><li>熊谷航空基地</li><li>府中基地</li><li>木更津分屯基地</li><li>久里浜駐屯地</li><li>富士駐屯地</li><li>明野駐屯地</li><li>宇治駐屯地</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>第1術科学校</li><li>岩国航空基地</li><li>小月航空基地</li><li>目達原駐屯地</li><li>芦屋基地</li></ul>

# 防衛省による新たな取り組み

---

# 1. 監督業務の遠隔臨場の適用拡大と工事監理業務への遠隔臨場の適用

防衛省の建設工事における監督業務の遠隔臨場は、情報通信技術の活用により、移動時間や立会等の待ち時間短縮など受発注者の双方にとって効果があることから、現在、多数の現場に導入し試行しています。

更なる業務効率化に向け、「建設工事における監督業務の遠隔臨場の適用範囲の大幅拡大」、「工事監理業務への遠隔臨場の適用」、「Web会議システムの活用」を推進します。

## 概要

### ●対象工事の拡大

遠隔臨場の対象工事は離島や遠隔地等に限定していましたが、遠隔臨場を適用することが困難である場合などを除き、原則、すべてを対象とします。

#### 遠隔臨場が適用困難な例

- ・通信環境が整わない現場。
- ・工種によって不十分、非効率な確認になってしまう恐れのある確認項目。
- ・その他、遠隔臨場とすることが適切でない場合等。

### ●工事監理業務への適用

遠隔臨場は工事を対象としていましたが、工事監理業務にも適用することにより、建設コンサルタントも含め、現場関係者全体で業務の効率化を図っていくこととします。

#### 適用対象

- ・工事監理業務対象工事が遠隔臨場対象工事（原則、すべてを対象）。
- ・監督官・工事受注者・監理業務受注者にて協議を行い、適切な業務履行が可能である場合。

### ●Web会議システムの活用

遠隔臨場のWeb会議システムの活用により、工事に係る打合わせや各種会議への受発注者双方の移動時間による負担を無くし、意思疎通を円滑に行い、業務効率化を図ります。

#### 活用例

- ・多くの関係者が参加する定例会議。
- ・受発注者間の打ち合わせ。

## 適用開始日

### ○新規発注

令和6年7月1日以降に入札公告又は手続き開始の公示を行うものから適用します。

### ○既契約（特記仕様書に記載がないもの）

受発注者間で協議のうえ、実施できることとします。

## 2. 最適化事業における品質証明業務を含む工事の運用ガイドラインについて

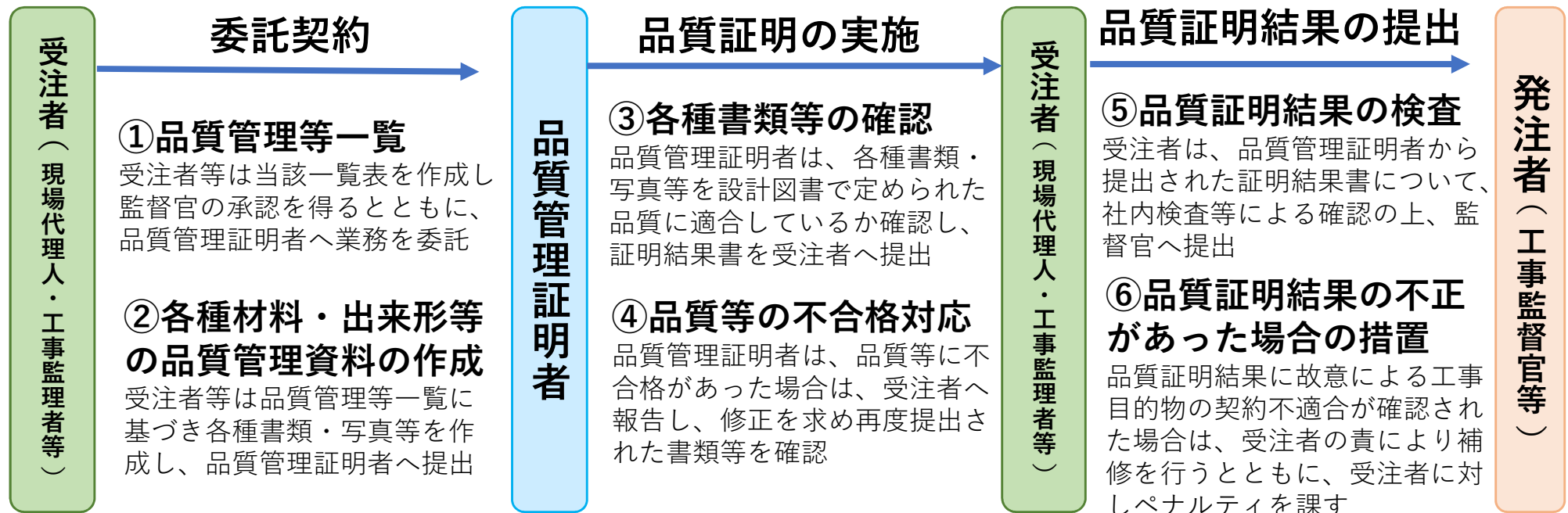
### (1) 品質証明業務の概要

- ・受注者は品質管理証明者を配置
- ・品質管理証明者は確認・立会結果を現場代理人等へ報告（品質証明結果書の提出）
- ・現場代理人等は、その内容を確認の後、品質証明結果報告書を作成し、発注者へ提出
- ・発注者は、品質証明結果報告書の受領をもって、適正に工事が施工され品質が確保されていることを確認

### (2) 工事監理業務の概要

- ・受注者は、建築士法に基づく工事監理を行う。
- ・工事監理の対象は、建築基準法上の「建築物」
- ・建築基準法に基づく工事監理者を配置する

### 品質証明業務の実施フロー



※品質管理等一覧は、付録「工事の確認ポイント表」をもとに作成



## 2. 最適化事業における品質証明業務を含む工事の運用ガイドラインについて

### (3) 品質管理証明者の選定

●原則として、第三者に委託。

※ ただし、第三者への委託が困難な場合に限り、品質証明業務に関する誓約書に理由を添えて提出した上で受注者の品質管理部門等による実施も可。

●資格要件：以下の(1)~(3)のいずれかの資格又は経験を有するものとし、職種毎（建築、土木、電気・通信、機械）に配置。

(1) 工事の監理技術者、主任技術者の経験を有する者。

(2) 事業監理業務、基本検討業務、設計業務及び工事監理業務のいずれかの管理技術者又は照査技術者の経験を有する者

(3) 担当職種に応じて資格等（通常の施工監理業務技術者同等）を有する者。

※品質管理証明者は専任の必要はない。また、資格要件等を満たす場合は職種間の兼務可。

### (4) 工事監理者の選定

●建築士法に規定されている資格要件を満たすものとする。

●工事監理者は、監理技術者と兼任はしない。

なお、工事監理者の業務を品質管理証明者（第三者に委託する場合）が一部を行うことも可能。

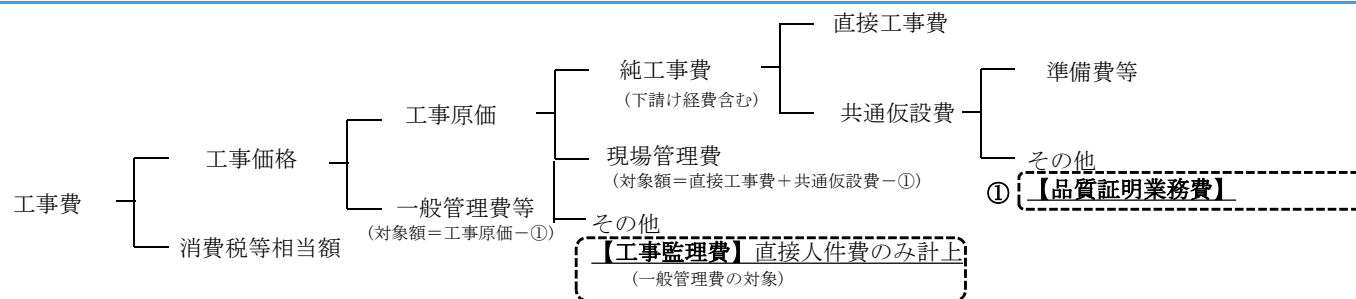
### (5) 品質証明業務及び工事監理費の積算方法

・品質証明業務費

「共通仮設費」の「その他」に計上（現場管理費及び一般管理費等の対象外）

・工事監理費

「工事原価」の「その他」に「直接人件費」のみを計上



## 2. 最適化事業における品質証明業務を含む工事の運用ガイドラインについて

### (5) 品質証明業務及び工事監理費の積算方法

#### ●品質証明業務費の算定

(品質証明業務費)

$$= (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) + (\text{一般管理費等})$$

#### 【直接人件費】

臨場は、施工期間中に新設及び改修の建物1棟当たり、各職種につき1ヶ月当たり2人日（技師C）

$$(\text{臨場日数}) = 2 \text{人 (月あたり)} \times \text{施工期間 (ヶ月)}$$

施工期間は建物毎かつ職種毎に異なるため、それぞれに設定する。

#### 【直接経費】

- ・遠隔臨場設備費として、必要に応じ、遠隔臨場に係る経費を計上
- ・現地での業務用ライトバン（5人乗り）を計上（1建物あたり5日）
- ・旅費宿泊費が必要になる場合は、原則、受注者の負担により実施するものとするが、離島など特別な場合については、1建物あたり5回分の旅費宿泊費を計上するものとする。なお、遠隔臨場による確認等の実施も可能としていることから、原則として日数の増加は認めない。ただし、発注者が現場臨場を指示した場合は、受発注者間で協議の上、増額の精算ができるものとする。

#### ●工事監理費に係る直接人件費の算定

(業務人・時間数)

$$= (\text{すべて委託する場合の業務人・時間数}) \times (\text{対象業務率})$$

すべて委託する場合の業務人・時間数は、官庁施設の設計業務等積算要領の別表1-1に掲げる係数を用いて算出する。

## 2. 最適化事業における品質証明業務を含む工事の運用ガイドラインについて

### (6) 品質証明業務に不正・不誠実な行為があった場合の措置

- 品質証明業務に関する書類や報告に虚偽の記載等、不正・不誠実な行為があった場合には、受注者に対して厳しく対応することとし、建設工事請負契約書において、「品質証明業務に係る特約条項」を締結する。

### (7) 受注者と品質管理証明者との契約

- 受注者は品質管理証明者と契約を締結する際は、業務内容及び契約金額を契約書に明示。双方において、その履行を確実に行う。品質管理証明者を複数名登録する場合、人数制限は行わない。

### (8) 設計図書との不整合に関する対応

- 品質管理証明者は、設計図書と相違する品質管理状況等を発見した場合は、速やかに、現場代理人等にその確認内容を報告する。設計図書との照合とは、設計図書の内容に適合するか確認することであって、設計図書自体に誤り又は脱漏があるか確認することではない

### (9) 虚偽の品質証明結果報告書が判明した場合の措置

- 契約に違反する行為があったものとして、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。平成28年3月31日）」に基づく指名停止を行うものとする。

### (10) 工事目的物の品質が確保できていない場合の措置

- 工事成績評定を減点する。

### 3. 遠隔地からの労働者確保に要する費用等計上に係る対象工事の拡大について

防衛省の建設工事では、遠隔地からの労働者確保に要する費用等の計上については、これまで離島や労働者が不足する一部の地域としてきましたが、今般、民需拡大などによる作業員不足を考慮し、対象とする工事を拡大します。

#### 概要

##### ●当初発注時から費用を見込む対象工事の拡大

工事発注に当たっては、離島や一部のへき地に限らず、事前に工事を行う周辺の業界団体や企業などと積極的に意見交換を行い、周辺で行われている工事での作業員確保の状況、今後の工事量の推測など確認し、必要とする労働者を遠隔地から確保せざるを得ないと発注者が判断した場合は、想定される費用等を計上します。

##### ●当初発注時に費用を見込んでいない場合も対象

当初発注時には、遠隔地からの労働者確保に要する費用等を計上していない場合でも、工事契約締結後、受注者の責に帰さない事由による契約内容の変更のために、遠隔地からの労働者確保に要する費用等が必要となる場合は、発注者と協議の上、計上することができるようにします。

工事契約締結後、受注者の責に帰さない事由による契約内容の変更の例

- ・発注者側の都合による新たな工事対象物又は工種が追加される場合
- ・工事期間に変更が生じる場合【工事着手の遅れ、工期延長など】など

#### 適用開始日

##### ○新規発注

令和6年7月1日以降に入札公告又は手続き開始の公示を行うものから適用します。

##### ○既契約（特記仕様書に記載がないもの）

受発注者間で協議のうえ、実施できることとします。

## 4. 特段の情報保全の措置を必要とする建設工事等の発注方式

従来、特段の情報保全の措置を必要とする建設工事等の発注方式は、**企画競争を適用**し、情報保全を評価対象としてきたところ、自衛隊施設の強靱化事業の実施に伴い、技術力や価格を適切に評価する発注方式について検討し、企画競争のほかに**総合評価落札方式及び公募型プロポーザル方式を適用**することとしました。

### 概要

#### 【現状】

企画資料を評価し、契約予定者を特定

↳ **適切な情報保全措置**

- **企画競争**  
(企画資料を評価, **情報保全は評価対象**)



#### 【今後】

参加申請時に秘密保全措置の実施を誓約する者から技術提案を求める

↳ **適切な情報保全措置+品質も確保**

- **総合評価落札方式**  
(価格+価格以外の要素を評価, **情報保全は条件**)
- **公募型プロポーザル方式**  
(技術提案を評価, **情報保全は条件**)
- **企画競争**  
(企画資料を評価, **情報保全は評価対象**)

### 適用開始日

令和6年7月31日から適用